

29監査公表第1号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成28年12月8日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成29年2月9日

福岡市監査委員	森	英	鷹
同	国	分	徳彦
同	齋	田	雅夫
同	篠	原	俊

1 監査報告と措置の件数

28 監査公表第6号（平成28年5月26日付 福岡市公報第6303号(別冊2) 公表) 分
 ……24件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

(事務監査)

1 局別監査

(1)博多区役所

監査の結果	措置の状況
<p>道路占用料の徴収事務及び滞納整理事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>道路占用料については、道路法及び福岡市道路占用料徴収条例並びに地方自治法に基づき調定(納入金額等の決定)及び納入の通知による徴収事務を行い、納期限までに完納しない者がある場合は、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例に基づき、納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。</p> <p>しかしながら道路占用料の徴収事務及び滞納整理事務において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、道路占用料の徴収事務及び滞納整理事務にあたっては、適切な進行管理を行うことにより、関係法令等に則り適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>調定変更後の納入通知書を平成28年2月26日に発送し、平成28年3月10日に納付された。</p> <p>また、徴収事務の進行管理については、全ての占用案件を記載した「道路占用料納入状況表」を基に、個々の未納者への「対応状況」を一覧表にして毎週毎に課長が確認し決裁を行うこととし、収納金の状況を確認する体制を組織的に確立した。</p>

<p>(ア) 平成 26 年度の道路占用料について、調定及び納入の通知を行ったあと占用料の変更が生じていたものがあつたが、調定の変更及び変更後の金額による納入通知書の発行を失念していた。また、収入未済状況の確認等占用料の徴収事務の進行管理がなされていなかったため、実査日(平成 27 年 12 月 18 日)現在、当該占用料にかかる事務処理が完了していなかった。</p> <p>(維持管理課)</p>	
<p>(イ) 平成 26 年度及び同 27 年度の道路占用料について、納期限までに完納していない者があつたにもかかわらず、督促状を送付していなかった。</p> <p>(維持管理課)</p>	<p>平成 26 年度及び同 27 年度の滞納者に対して、平成 28 年 2 月 26 日に督促状を送付し、全件の納付を確認した。</p> <p>また、会計室から送付される「歳入歳出決算調書及び未済一覧表」等により、収入未済案件及び督促状の送付状況について、担当者から課長まで確認することとし、確実に督促状を送付するよう、再発防止の徹底を図った。</p>

(2) 中央区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 金券(貯金払戻証書)の収受について、適正な事務処理を行うよう注意を求めもの</p> <p>平成 25 年度、同 26 年度及び同 27 年度の滞納整理事務において、差押えた郵便貯金の取り立てに係る貯金払戻証書の収受については、金券受付収受簿に記帳しなければならないが、全て記帳していなかった。</p> <p>貯金払戻証書は金券であり、福岡市公文書規程に基づき、常に整理してその所在及び処理状況を明らかにし、適正に管理されるよう十分注意されたい。</p> <p>(保険年金課)</p>	<p>金券(貯金払戻証書)の収受については、実査日以降は金券受付収受簿に適正に記帳するよう改めるとともに、平成 25 年度に遡り全件について再点検し、金券受付収受簿を整備した。</p> <p>また、平成 28 年 2 月には課内で周知したほか、4 月の人事異動後には他の現金取扱事務も合わせて関係職員に対し研修を行い、再発防止の徹底を図った。</p>

<p>(イ) 現金書留郵便の取り扱いについて、適正な事務を行うよう注意を求めるもの</p> <p>平成 24 年度，同 25 年度，同 26 年度及び同 27 年度の現金収納事務において，次のような事例が見受けられた。</p> <p>收受した現金書留郵便に係る過収納金の収納及び返還事務について，早急に所管課と協議のうえ，処理方法を明確に定め，適正に事務処理されたい。</p> <p>A 現金書留郵便で收受した金銭について，差出人(納入義務者)の国民健康保険料に収納しているが，收受した額が，収納すべき保険料より多い場合，その超過した金銭を現金書留郵便で返還していた。現金書留郵便では納入義務者本人への返還が確実に行われぬおそれがあることから，返還方法として適切なものではなく，また，郵送した一部においては，受取人(納入義務者)不在により配達郵便局保管期間(7日)を過ぎて原課に返戻され，再度，郵送返還するまでに長期日数を要しているものがあった。</p> <p>(保険年金課)</p>	<p>現金書留郵便での返還については，保健福祉局国民健康保険課からの通知に基づき，送金された全額を一旦公金として収納し，超過分については過誤納金として還付していくことと改めた。</p>
<p>B また，受取人不在により原課に返戻され，再度郵送するも再び返戻されたものがあり，実査日(平成 28 年 1 月 21 日)現在，原課の金庫で長期間保管されたままのものがあった。</p> <p>(保険年金課)</p>	<p>当課金庫で保管していた現金については，銀行への払込後，未納保険料への充当又は払戻についての通知を発送した。</p>

(3)城南区役所

監査の結果	措置の状況
<p>金券(貯金払戻証書)の收受について，適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>平成 25 年度，同 26 年度及び同 27 年度の滞納整理事務において，差押えた郵便貯金</p>	<p>平成 25～27 年度滞納整理事務において，差し押さえた郵便貯金の取り立てに係る郵貯払戻証書の收受について，適正に記帳するよう改めるとともに，過去の年度分</p>

の取り立てに係る貯金払戻証書の収受については、金券受付収受簿に記帳しなければならないが、全て記帳していなかった。

貯金払戻証書は金券であり、福岡市公文書規程に基づき、常に整理してその所在及び処理状況を明らかにし、適正に管理されるよう十分注意されたい。

(保険年金課)

についても全件金券受付収受簿に記帳を行った。

今後は、福岡市公文書規程に基づき、適正な事務処理を行うよう金券受付の方法を見直す。また、適正な取扱事務について研修を実施し、所属職員に周知徹底を図った。

(4) 早良区役所

監査の結果	措置の状況
<p>単身被保護者が死亡した場合の遺留金の取扱事務及び葬祭扶助の支給事務について、適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>生活保護法では、単身被保護者が死亡した場合において、保護の実施機関が被保護者の遺留金を使用できるのは保護費(葬祭扶助)への充当に限られている。また、その遺留した金品で葬祭を行うに必要な費用を満たすことができないときは、その者の葬祭を行う者に対して葬祭扶助を行うことができる」と規定している。</p> <p>しかしながら、平成24年度、同25年度、同26年度及び同27年度の遺留金の取扱事務及び葬祭扶助の支給事務において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>遺留金の取扱い及び葬祭扶助の支給について、関係法令に則り適正に行うよう十分注意されたい。</p> <p>(ア)「遺留金品を受理した場合は、遺留金受払簿に必要事項を記入のうえ保管すること。」と生活保護事務手引書に定められているが、受払簿に記入していないものがあった。</p> <p>(保護課)</p>	<p>「遺留金品受払簿」への記入漏れについては、遺留金品の受入及び払出内容を改めて確認し、生活保護事務手引書(1989年3月福岡市民生局福祉部保護課)に定められている「遺留金品受払簿」に必要事項を記入した。</p> <p>また、遺留金品の取扱いについて研修を行い、「遺留金品受払簿」への記入の徹底を図った。</p>

<p>(イ) また、遺留金の受理及び払出について、遺留金受払簿に決裁が全てなかった。</p> <p>(保護課)</p>	<p>遺留金受払簿については、遺留金品の受入及び払出内容を改めて確認した上で、決裁を行った。</p> <p>また、遺留金品の取扱いについて研修を行い、「遺留金品受払簿」への記入・決裁の周知を行い再発防止の徹底を図った。</p>
<p>(ウ) 被保護者死亡による生活保護廃止により、生前に支給認定していた住宅維持費を支給できないとして、遺留金から住宅維持費を不動産業者へ支払っていた。</p> <p>また、住宅の残留物処分費用についても遺留金から支払っていた。</p> <p>(保護課)</p>	<p>遺留金については、生活保護法第 76 条第 2 項に基づき、葬祭扶助費の一部に充てるべきものであったが、生前に支給認定していた住宅維持費については、被保護者死亡後は、生活保護法第 33 条第 4 項及び同第 37 条の 2 で被保護者本人以外への支払いを可能としている項目に該当するため、遺留金から支払うのではなく、債権を有する修理業者からの再申請を受けたうえで、住宅維持費から支給する必要があった。</p> <p>また、住宅の残留物処分費用についても、遺留金から業者に支払っていたが、これは、被保護者の債務として、被保護者の相続人が支払うべきものであった。</p> <p>住宅の残留物処分費の遺留金からの支払いについては、被保護者が支払うべき債務を第三者である市が弁済したものであることから、民法第 474 条に該当すると判断し、民法第 499 条により、相続人に費用徴収を求めることとし、通知書を送付した。</p> <p>これにより、葬祭扶助費および住宅維持費について、国庫負担金の実績報告額の再確定を行った。</p> <p>また、再発防止のため、遺留金品の取扱いについて研修を行い、周知徹底を図った。</p>

(5) 城南区選挙管理委員会事務局

<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 状 況</p>
------------------	------------------

<p>資金前渡事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>資金前渡者は、単に前渡金を出納保管するだけでなく、前渡金の請求から正当債権者への支払い、精算に至る一切の行為を職務としており、資金前渡による支払をしたときは、福岡市会計規則第53条(資金前渡の精算等)及び資金前渡事務の手引きに基づき精算を行い、残金があるときは速やかに戻入しなければならない。</p> <p>しかしながら、平成26年度及び同27年度の資金前渡事務において次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、資金前渡金にかかる事務処理については、福岡市会計規則その他関係法令等に則り、適正に行うよう注意されたい。</p> <p>(ア) 平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙において資金前渡した開票立会人説明会謝礼、投票事務従事者賃金(設営)、及び開票立会人報酬について定められた期限までに精算を行わず、残金を平成27年5月29日に戻入するまでの5か月を超える間、金庫に保管したままであった。また、現金出納簿上の残高を、当該戻入分だけでなく支払済分も含んだ金額で誤って記載し5月まで繰り越していた。</p>	<p>各種選挙に係る資金前渡金事務については、福岡市会計規則その他関係法令等に則り、適正に行うよう全所属職員を対象に研修を行い、指導及び周知徹底を図った。</p> <p>現金出納簿の記載誤りについては、修正を行うとともに、現金出納簿を確実に月ごとに作成、出力し、係長が確実にチェックした上で、資金前渡者である課長の確認印を受けることを所属職員で徹底した。</p> <p>また、区選管の経理については、財務・調査係のチェックを受けていなかったが、より客観的なチェックを行うため、決裁ルートを変更し、財務・調査係のチェックを経ることとした。</p>
<p>(イ) 平成27年4月12日執行の統一地方選挙において資金前渡した開票立会人説明会謝礼、投票事務従事者賃金(設営)、開票立会人報酬、及び選挙立会人報酬について定められた期限までに精算を行わず、残金を平成27年9月11日に戻入するまでの5か月間、金庫に保管したままであった。また、現金出納簿上の残高を、当該戻入分だけでなく支払済分も含んだ金額で誤って記載し9月まで繰り越して</p>	

いた。	
-----	--

2 国民健康保険料等の滞納整理事務の見直し及び指導について(意見)

監査の結果	措置の状況
<p>国民健康保険料や保険給付費返還金の滞納整理事務については、福岡市国民健康保険条例、福岡市債権管理条例及び福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例等に基づき、適正に事務を執行しなければならない。</p> <p>しかしながら、平成27年度の中央区、城南区及び西区保険年金課の定期監査において、差押えた郵便貯金の取り立てに係る貯金払戻証書の収納事務、收受した現金書留郵便に係る過収納金の返還事務及び保険給付費返還金の未納者への督促事務について、福岡市国民健康保険事務取扱要領に具体的に定められていないことから、各区の事務処理に不適切な事例が見受けられた。</p> <p>保健福祉局にあつては、国民健康保険料や保険給付費返還金の滞納整理事務について、各区の実情を早急に把握するとともに、同要領の見直し等を行い、適切に指導されたい。</p> <p>(保健福祉局国民健康保険課)</p>	<p>差押えた郵便貯金の取り立てに係る貯金払戻証書の収納事務については、福岡市公文書規程等に基づき、適正な事務処理を行うよう各区役所等へ指導した。</p> <p>また、收受した現金書留郵便に係る過収納金の返還事務については、收受した現金書留郵便に係る過収納金を一旦公金として収納し、過誤納金として還付事務を行うよう取り扱いを定めた。</p> <p>なお、保険給付費返還金の未納者への督促事務については、様式及び事務処理方法を定め、平成28年10月5日に各区に通知した。</p>

(工事監査)

1 局別監査

(1) 農林水産局

監査の結果	措置の状況
<p>施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>移動式クレーンを適正に使用すべきもの</p> <p>新青果市場卸売場棟等電気設備工事[No.14]</p> <p>(契約金額9億5,288万8,320円)</p> <p>本工事は新青果市場新築に伴う電気設備工事である。</p> <p>「クレーン等安全規則」により移動式ク</p>	<p>工事上の安全管理について、本契約の受注者に対しては、指導通知を交付し工事上の安全管理における法令の認識の周知徹底及び今後の施行における移動式クレーンの適正使用について指導を行った。</p> <p>また、所属職員に対しては、施工業者への事前指示に加え、施工計画書や工事写真の確認の徹底など、安全管理における法令の認識の確認事項について周知徹底を図</p>

<p>レーンで荷をつり上げるときは、外れ止め装置を使用しなければならない。</p> <p>発生材である産業廃棄物の搬出時の移動式クレーンによる積込みにおいて、外れ止め装置がない移動式クレーンで荷をつり上げていた。</p> <p>工事上の安全管理について、受注者への指導を徹底されたい。</p> <p>(課長 (新青果市場建設担当))</p>	<p>るとともに、局内でも情報共有を行い、再発防止に努めることとした。</p>
--	---

(2) 住宅都市局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A P C桁製作工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>伊都土地区画整理事業 今宿周船寺線橋梁工事 (上部工) [No.2]</p> <p>(契約金額 4,933 万 3,380 円)</p> <p>本工事は伊都区画整理事業に伴う橋梁の上部工工事である。</p> <p>積算運用の手引きによると、土木工事実施設計単価表に掲載のない規格の P C 橋桁は特別調査により単価を決定し、工事設計金額の積算を行うことになっている。</p> <p>しかしながら、桁の一部において、特別調査を行っていたにもかかわらず、別途徴収した見積り単価により積算を行った結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(伊都区画整理事務所)</p>	<p>P C桁製作工の積算にあたっては、今回の事案を課内会議で周知し、独自のチェックリストを活用しながら、適用単価の根拠について確認するよう、精査体制を強化することとした。(3月8日課内会議において確認済。)</p> <p>また、所属独自のチェックリストをよりよいものにするるとともに、局全体で再発防止に向けた研修を実施し、技術力の強化を図った。また、係長が、設計者および精査者に対し、適用単価の根拠や妥当性および精査の観点や指摘事項を口頭で確認することとした。</p>
<p>B P C桁架設工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>伊都土地区画整理事業 今宿周船寺線橋梁工事 (上部工) [No.2]</p> <p>(契約金額 4,933 万 3,380 円)</p>	<p>P C桁架設工の積算にあたっては、今回の事案を課内会議で周知し、また独自のチェックリストに当該事案を追加し、施工機械の選定根拠について確認するよう、精査体制を強化することとした。(3月8日課</p>

<p>本工事は伊都区画整理事業に伴う橋梁の上部工工事である。</p> <p>土木工事標準積算基準書によると、標準的な架設条件の場合は同基準書を適用し、工事設計金額の積算を行うことになっている。</p> <p>また、別途、国からの通知では、クレーンの規格について、標準歩掛等に示されていない場合及び標準規格を適用できない場合の規格が定められている。</p> <p>本工事は、標準的な架設条件であり、土木工事標準積算基準書のトラッククレーンの規格を適用すべきであったにもかかわらず、標準規格を適用できない場合のトラッククレーンの規格とした結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (伊都区画整理事務所)</p>	<p>内会議において確認済。)</p> <p>また、所属独自のチェックリストをよりよいものにするとともに、局全体で再発防止に向けた研修を実施し、技術力の強化を図った。また、係長が、設計者および精査者に対し、施工機械の選定根拠や妥当性および精査の観点や指摘事項を口頭で確認することとした。</p>
<p>C 外部壁仕上げの積算を適正に行うべきもの</p> <p>東平尾公園レベルファイブスタジアム外壁改修工事[No.22]</p> <p>(契約金額 1 億 7,439 万 300 円)</p> <p>本工事はレベルファイブスタジアムの外壁改修を行う建築工事である。</p> <p>その外部壁仕上げの積算において、壁複層仕上塗材仕上げについて数量を誤って計上していた結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (みどり管理課, 財政局施設建設課関連)</p>	<p>工事設計・施工管理を依頼している財政局施設建設課とともに、設計書の精査時には複数の職員により確認を行うことで精査体制の強化を図り、再発防止に努めている。</p> <p>(みどり管理課)</p> <p>指摘内容について課内で周知を行うとともに、「建築設計・積算業務の精度向上の取組み」に基づき設計を進めることで、再発防止に努めている。</p> <p>(財政局施設建設課)</p>
<p>D 間接工事費等の積算を適正に行うべきもの</p> <p>下原東公園整備工事[No.14]</p> <p>(契約金額 3,601 万 4,760 円)</p> <p>本工事は公園建設を前提とするため池</p>	<p>今回の事案については課内会議で周知をおこなった。</p> <p>再発を防止するために独自のチェックリストを作成するとともに、精査体制を強化し、係長決裁時には設計者及び精査者に</p>

<p>埋立工事である。</p> <p>土木工事標準積算基準書の間接工事（共通仮設費率分、現場管理費）及び一般管理費の積算については、処分費等が共通仮設費対象額に占める割合が3%を超える金額は率計算の対象としないこととされている。</p> <p>しかしながら、対象額から控除すべき処分費を控除しなかった結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (みどり整備課)</p>	<p>対し、積算根拠や妥当性及び精査の観点や指摘事項を口頭で確認している。</p> <p>また、局全体で再発防止に向けた研修を実施し、技術力の強化を図った。</p> <p>さらに、積算システム上の入力ミスを防ぐことを目的として、システムの改良について関係課と協議を行っているところである。</p>
<p>(イ) 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>契約変更を適正に行うべきもの</p> <p>市営ニュー堅粕住宅6号棟及び中浜町住宅35号棟耐震診断調査業務委託[No.15]</p> <p>(契約金額1,582万9,560円)</p> <p>本委託は市営住宅の耐震診断を行う調査業務委託である。</p> <p>本委託において耐震診断の結果が耐震改修を行う必要がある数値であったことから、耐震改修の基礎資料となる補強基本計画の策定を設計変更により追加したものである。</p> <p>しかし、変更の直接人件費の積算において、当初設計で業務人・日数の計算に誤りがあったことを理由に、業務人・日数を変更し直接人件費を積算していた。業務委託料の変更は、設計図書の変更が行われた場合に必要があると認められたときに行えるものと定められており、委託内容の変更に関連しない業務委託料の変更を行ったことは、適切な契約変更ではなかった。</p>	<p>耐震診断調査業務の設計変更にあたり、委託内容の変更に関しない業務委託料の変更を行ったことは、適切な契約変更ではなかったことから、適正な積算及び契約事務処理に努めている。</p> <p>今後、業務委託料の変更は、設計図書の変更が行われた場合に必要があると認められたときに行えるもの、ということ、全職員に対して研修を行うことで、周知徹底を図ることとした。</p> <p>また、今回の指摘は、当初設計時における計算の誤りに原因があったことから、担当者以外の精査担当を新たに設け、適正な積算を行うよう、再度、手計算で確認する等の再発防止に努めている。</p>

<p>今後は、適正な積算及び契約事務処理に努められたい。</p> <p>(建替・改善課)</p>
--

(3) 早良区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>(7) 専門工事業者の諸経費（下請け経費）を適正に計上すべきもの</p> <p>早良市民センター空調設備改良工事 [No.11]</p> <p>(契約金額 2 億 3,829 万 1,200 円)</p> <p>本工事は早良市民センターの空調設備を改良する工事である。</p> <p>公共建築工事積算基準では、自動制御設備の積算において専門工事業者の見積りによる場合は専門工事業者の諸経費（下請け経費）を直接工事費に計上することとされているが計上しなかった結果、過小な積算になっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(生涯学習推進課，財政局設備課関連)</p>	<p>専門工事業者の諸経費（下請け経費）の適正な積算については、工事設計・施工管理を依頼している財政局設備課において当該事項に関する研修及び周知徹底が行われた。</p> <p>また、同課において、設計書の精査時等に活用されている建築設備設計チェックリストに今回の監査指摘内容のチェック項目を追加するなど、再発防止に努められている。</p> <p>(生涯学習推進課)</p> <p>専門工事業者の諸経費（下請け経費）の適正な積算については、「公共建築工事積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)」等に基づき適正な積算を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、「建築設備設計チェックリスト」に今回の監査指摘内容についてチェック項目を追加し、今後の設計業務に活用することとした。</p> <p>(財政局設備課)</p>
<p>(イ) 盤類の単価を適正に決定すべきもの</p> <p>早良市民センター等受変電設備更新その他工事 [No.12]</p> <p>(契約金額 8,927 万 7,120 円)</p> <p>本工事は早良市民センターの受変電設備の更新等を行う工事である。</p> <p>高圧き電盤等の全 29 面の盤類の複合単価の決定において、査定率を盤類の見積価格にのみ乗じるべきところを、雑材料、労務費にも乗じ、また、その他の率</p>	<p>適正な複合単価の決定については、工事設計・施工管理を依頼している財政局設備課において当該事項に関する研修及び周知徹底が行われた。</p> <p>また、同課において、設計書の精査時等に活用されている建築設備設計チェックリストに今回の監査指摘内容のチェック項目を追加するなど、再発防止に努められている。</p> <p>(生涯学習推進課)</p>

<p>(エ) 共通仮設費及び現場管理費の算定を適正に行うべきもの</p> <p>早良市民センター等受変電設備更新その他工事 [No.12]</p> <p>(契約金額 8,927 万 7,120 円)</p> <p>本工事は早良市民センターの受変電設備の更新等を行う工事である。</p> <p>公共建築工事積算基準において、リース料は共通仮設費及び現場管理費の対象としないものとされているが、仮設キュービクルのリース料を誤って対象として共通仮設費及び現場管理費を算定した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な共通仮設費及び現場管理費の算定に努められたい。</p> <p>(生涯学習推進課, 財政局設備課関連)</p>	<p>リース料に対する適正な共通仮設費及び現場管理費の算定については、工事設計・施工管理を依頼している財政局設備課において当該事項に関する研修及び周知徹底が行われた。</p> <p>また、同課において、設計書の精査時等に活用されている建築設備設計チェックリストに今回の監査指摘内容のチェック項目を追加するなど、再発防止に努められている。</p> <p>(生涯学習推進課)</p> <p>リース料に対する適正な共通仮設費及び現場管理費の算定については、「公共建築工事積算基準等資料(国土交通省大臣官房官庁営繕部)」等に基づき、適正な積算を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、「建築設備設計チェックリスト」に今回の監査指摘内容についてチェック項目を追加し、今後の設計業務に活用することとした。</p> <p>(財政局設備課)</p>
--	---

(4) 西区役所

監査の結果	措置の状況
<p>施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>施工管理を適正に行うべきもの</p> <p>一般県道都地姪浜線(飯盛橋)上部工事 [No.4]</p> <p>(契約金額 3,988 万 9,800 円)</p> <p>本工事は橋梁架け替えの上部工工事である。</p> <p>「労働安全衛生規則」では、高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合は、墜落による労働者の危険を防止するため、囲い、手すり、覆い等を設けなければなら</p>	<p>施工管理については、労働安全衛生規則に基づき受注者に指導を行うよう、所属職員に対する安全管理研修を行った。</p> <p>また、受注者に対しては、安全管理の徹底について、文書による周知を行った。</p>

<p>いことになっている。</p> <p>しかしながら、上部工の施工において、高さが2メートル以上の箇所で作業を行ったにもかかわらず、必要な安全対策がなされないまま施工を行っていた。</p> <p>工事中の安全管理について、受注者への指導を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">(土木第1課)</p>	
---	--

2 テーマ監査

(1) 農林水産局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>水路改良工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>早良区石釜地内外2箇所水路改良工事[No.18]</p> <p style="text-align: center;">(契約金額 211万5,720円)</p> <p>本工事は石釜地内外2箇所の水路改良工事である。</p> <p>水路底版コンクリート工については、標準積算基準書に歩掛がないことから見積りを徴収して積算を行っていたが、一般世話役と普通作業員の人数を誤って計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(農業施設課)</p>	<p>適正な積算については、設計及び精査時におけるチェック機能強化を図るため、「発注及び設計変更チェックリスト」を作成するとともに、所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>